明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働二〇）　一

〔告　示〕

○保険業法第二百九条第二号の規定による届出に関する件（金融庁六）　二
○戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件（法務五一）
○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件（同五二、五三）
○商業登記規則第三十六条第四項第二号ハの規定による電子証明書の指定に関する件（同五四）
○認定特定非営利活動法人を公示する件の一部を改正する件（国税庁五、六）
○史跡を管理すべき地方公共団体を指定する件（文化庁一二、一三）
○組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物及び物の公表を行う件（厚生労働五一）　三
○保安林の指定をする件（農林水産三九三～三九七）
○保安林の指定施業要件を変更する件（同三九八～四〇一）
○運輸審議会件名表に登載された件（国土交通一六八）
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（同一六九）
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（同一七〇）
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（同一七一）
○気象測器の型式を証明した件（気象庁一）
○浄化槽の型式を認定した件（中部地方整備局二二）
○道路に関する件（中部地方整備局二二）
○都市計画に関する件（近畿地方整備局三〇）
○道路に関する件（中国地方整備局一四、一五）
○道路に関する件（四国地方整備局一八）
○都市計画に関する件（北海道開発局二〇）
○都市計画に関する件（沖縄総合事務局五）　三

〔国会事項〕

内閣　外務省　財務省　三

〔叙位・叙勲〕　三

〔皇室事項〕　四

〔官庁報告〕

官庁事項

土地家屋調査士法第三条第二項第二号の規定に基づく認定を受けた者の公告（法務省）　五

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第三十六条の規定に基づく関係労働者及び関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　六

〔公　告〕

諸事項

官庁

所在不明の建設コンサルタント、職員の免職処分関係　七

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、特別清算、再生関係　八

特殊法人等

独立行政法人国立文化財機構出品預証書紛失に伴う証書の無効関係　九

会社その他　九

省　令

○厚生労働省令第二十号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十九条第一項、第四十九条及び第五十一条の規定に基づき、職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年二月十五日

厚生労働大臣　小宮山洋子

職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第五第一号の表機械加工科の項中「工業彫刻法」を削り、同表製本科の項中、「次の科目のうち必要とするもの」、「書籍製本法」、「雑誌製本法」及び「商業印刷物製本法」を削り、同第二号の表機械加工科の項中「工業彫刻法」を削り、同表製本科の項中、「次の科目のうち必要とするもの」、「書籍製本法」、「雑誌製本法」及び「商業印刷物製本法」を削る。　一〇

別表第十二機械加工の項学科試験の欄第九号中ワを削り、同項実技試験の欄中第二十五号を削り、同表製本の項学科試験の欄中第六号を削り、同項実技試験の欄を次のように改める。　一三

製本作業	製本 工数見積り

別表第十三機械加工の項学科試験の欄第九号中ワを削り、同項実技試験の欄中第二十五号を削り、同表製本の項学科試験の欄中第六号を削り、同項実技試験の欄を次のように改める。　一三

製本作業	製本

別表第十三の二製本の項学科試験の欄中第四号を削り、同項実技試験の欄を次のように改める。　二六

製本作業	製本

別表第十三の三製本の項中「とじ」を「綴じ」に改める。

別表第十三の五枠組壁建築の項学科試験の欄第二号中「及び階段」を削る。　二七